

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件
原告 杉並区
被告 東京都外1名

直送済

証拠説明書(1)

平成16年12月14日

東京地方裁判所民事38部合A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士

吉川基道

同

藤田康幸

同

市川和明

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	事務連絡 原本	H15.4.9	被告国	被告国が横浜市等との間で横浜方式による住基ネットへの参加を認める合意をし、そのことを各都道府県等へ伝達した事実	
甲2	住基ネットに関するアンケート 中間集計結果 写し	H14.7.31	原告	原告が行った平成14年7月9日から9月5日までのアンケート調査における平成14年7月31日段階での中間集計結果では、回答者の大半が、同年8月5日の住基ネットの稼働について、凍結・延期すべきであるとの意見であったという事実	

甲3	単純集計結果	写し	H14.7	原告	平成14年7月下旬の電話アンケート結果によれば、859人の回答者のうち、511人(59.5%)が、住基ネットの稼働を凍結・延期すべきであるとの意見であったという事実
甲4 の1	杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例	写し	H13.9.25	原告	原告が、平成13年9月25日に全国の自治体に先駆けて「杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例」を制定・公布し、区長が住民票記載事項の適正管理のために講ずべき事項等を定めている事実 同条例6条で、住民票記載事項の漏えいにより区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、区長は必要な調査を行わなければならないと定められている事実
の2	条例の一部改正	写し	H16.3.19	原告	
甲5	杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議設置要綱	写し	H14.7.16	原告	平成14年7月、原告は、住基ネットの構築に伴う法制度上、技術上、運用上の諸問題につき、専門家の意見を徴するため、杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議を設置した事実

甲6	杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議中間報告	写し	H14.8.1	杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議	杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議が、平成14年8月1日付にて、住基ネットは万全の個人情報保護対策を講じているとはいえ、住基ネットへの接続については、慎重に対応すべきとの中間報告を提出した事実
甲7	区長コメント	写し	H14.8.1	原告	原告が、平成14年8月1日、アンケート結果(甲2, 甲3)や中間報告(甲6)などを踏まえ、区長見解として、区民の基本的人権を危険にさらすことはできず、確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまでは、住基ネットに参加することはできないことなどを表明した事実
甲8	杉並区民の住民票情報の消去について	写し	H14.8.2	原告	原告が、平成14年8月2日、被告東京都に対し、8月5日以降、被告東京都への送信は行わないことを告知するとともに、送信済みの情報について速やかに消去するよう申し入れた事実
甲9	住民基本台帳ネットワークシステム稼働の前提となる確固とした個人情報保護の法制化について(要望)	写し	H14.10.11	原告	原告が、被告国に対し、第1次稼働への抗議とともに、行政機関個人情報保護法の抜本強化や個人情報保護対策・セキュリティ対策面等からの住基法関係の改正提言・要望をした事実

甲10	住基ネットに関する区民アンケート集計結果	写し	H15.5.26	原告	平成15年5月12日から23日までの区民アンケート結果によれば、回答数1255件のうち、843件(67%)が、このまま住基ネットに参加しない方がよいと回答し、177件(14%)が、住基ネットに参加するかどうかは個人の選択にゆだねられるようにした方がよいと回答した事実	
甲11	住民基本台帳ネットワークシステム調査会議第三回報告書	写し	H15.5.29	杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議	平成15年5月29日に提出された調査会議第三回報告書で、住基ネットには、まだまだ多くの不安、問題点があること、個人情報保護関連5法の成立により確固とした個人情報保護法制が確立したかは疑問であること、一方で住基ネットによる利便性を求める区民も一定数いることも無視し得ない要素であろうことなどが指摘されている事実	

甲12	住基ネット対応方針	写し	H15.6.4	原告	原告が、平成15年6月4日、(1)個人情報保護関連5法が成立してもプライバシー保護の観点からは依然十分な安全性が確保されたとは言えないこと、(2)住基事務が自治事務であることや住基法等の定めにより、区長には住基法による参加義務と個人情報適切管理義務とを勘案しつつ優先すべき保護法益を選択する法的義務があること、(3)住民の利便性とプライバシー保護の2つの法益の選択を区民に委ね、それを尊重するのが両者を最も調和させることになること、(4)横浜方式はその方向に合致するのでこれによることが妥当であること、などを表明した事実
甲13	住民基本台帳ネットワークシステムに関する杉並区長発言について	写し	H15.6.4	被告東京都	被告東京都が、横浜方式は総務省が認めた特例措置で全員参加する前の段階までは住基法に違反すること、区長が全員参加の時期を明示・確約しなければ横浜方式への対応はできないこと、地方自治法による是正の要求につき総務省と調整を進めること、などを表明した事実
甲14	杉並区住民基本台帳ネットワーク対応方針に関する協議の申出について	写し	H15.6.25	原告	原告が、被告東京都に対し、住基ネットへの円滑な参加のための協議を申し入れた事実

甲15	住基ネット参加に向けた協議について	写し	H15.8.19	原告	原告が、被告東京都に対し、重ねて協議の進展を要請した事実
甲16	住基ネット対応についての区長コメント	写し	H15.8.25	原告	原告が、第2次稼働日である平成15年8月25日、被告らが何ら具体的な見解を示さないこと、横浜市との取扱いを異にすることが法の下での平等に反するので、横浜方式での参加が早急に認められるよう被告らに対し強く要望すること、横浜方式での参加を目指した具体的準備に着手することなどを表明した事実
甲17	住基ネットについてのお知らせ	原本	H15.10	原告	原告が、平成15年10月20日、全区民に対し、「住基ネットについてのお知らせ」「住民票コード通知票」及び「本人確認情報非通知申出書」を送付した事実 「住基ネットについてのお知らせ」において、原告の住基ネットへの対応の経緯、横浜方式による本人確認情報非通知申出書の流れ、住基ネットによるサービス内容等についての説明をした事実

甲18	杉並区長 記者 会見資料1	写し	H15.12.9	原告	原告が、平成15年12月9日、本人確認非通知申出数が非通知申出書郵送数51万3501件のうち8万6563件(16.86%)であったことを発表するなどした事実
甲19 の1	住民基本台帳ネットワークへの参加について (総務大臣宛)	写し	H16.1.14	原告	原告が、平成16年1月14日、総務大臣及び東京都知事に対し、それぞれ横浜方式での参加を認めること、これを認めない場合は同月末日までに理由を文書にて回答することを申し入れた事実
の2	住民基本台帳ネットワークへの参加について (都知事宛)	写し	H16.1.14	原告	
甲20 の1	住民基本台帳ネットワークシステムの参加について(回答)	原本	H16.1.30	被告国	被告らは、平成16年1月30日、いずれも早急に住基ネットへの全面参加を求める旨回答し、原告の横浜方式での住基ネットへの参加を拒否した事実
の2	住民基本台帳ネットワークへの参加について(回答)	原本	H16.1.30	被告東京都	
甲21	賃貸借契約書	写し	H15.4.1	原告 エヌイーシー(株)	原告が、平成15年4月から平成16年3月までの間、住基ネット関連機器等の賃貸借契約を継続し、同契約により、エヌイーシー株式会社に対し、毎月84万2940円(消費税込み)の支払を継続している事実

甲22	転入手続上の郵便費用	写し	H16.8	原告	平成15年8月から平成16年6月までの期間における転入通知郵送費用及び受取人払郵便費用は、合計で304万2160円となっている事実
甲23	転入通知 受領件数	原本		原告	
の1	平成15年8月分		H15.9.10		
の2	平成15年9月分		H15.10.8		
の3	平成15年10月分		H15.11.11		
の4	平成15年11月分		H15.11.14		
の5	平成15年12月分		H16.1.15		
の6	平成16年1月分		H16.2.10		
の7	平成16年2月分		H16.3.10		
の8	平成16年3月分		H16.4.14		
の9	平成16年4月分		H16.5.14		
の10	平成16年5月分		H16.6.10		
の11	平成16年6月分		H16.7.7		
甲24				原告	
の1の1	回議用紙(甲)	原本	H15.10.9		
の2	内訳	原本	H15.10.9		
の2	内訳	写し	H15.11		
の3の1	回議用紙	原本	H16.1.29		
の2	内訳	原本	H16.1.29		
の4	内訳	原本	H16.1.15		
の5	内訳	原本	H16.2.12		
の6	内訳	原本	H16.3.12		
の7	内訳	原本	H16.4.14		
の8	内訳	原本	H16.5.13		
の9	内訳	原本	H16.6.14		
の10	内訳	原本	H16.7.8		
甲25	パスポート申請用等住民票交付件数	写し	H16.8	原告	平成15年6月4日からのパスポート申請等の用途のための住民票交付数が2万3478通である事実

甲 2 6	回議用紙	原本	H16.2.27	原告	原告が被告らの違法行為により、平成15年度においては、3月分のアルバイト報酬相当額である67万2000円の損害を被った事実
-------	------	----	----------	----	---